

## 仕 様 書

### 1. 契約名

小山工業高等専門学校学寮給食業務、一般食堂業務及び売店業務委託 一式

### 2. 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、事業期間満了から4か月以上前に受託者から契約更新の申し出があり、本校が業務を審査し、良好で適格であると判断された場合は、1年毎延長できるものとし、当初開始日から起算して最大3年間を限度とする。

### 3. 委託内容

別紙「小山工業高等専門学校学寮給食業務委託実施細目」及び「小山工業高等専門学校一般食堂及び売店業務委託実施細目」のとおり

### 4. 委託場所

栃木県小山市大字中久喜771番地  
小山工業高等専門学校学寮、一般食堂及び売店

### 5. 対象者

学 生 数 1,088 名(平成26年12月17日現在)  
寮 生 数 約140名(見込)  
一般食堂利用者 平均1ヶ月当たり 約1,350食

### 6. 業者の選定

別に定めた審査基準及び公募要領等に基づき、小山工業高等専門学校学寮給食業務、一般食堂及び売店業務委託事業者選定委員会において、企画提案書の書面審査及び実技審査により行う。

### 7. 禁止事項

受託者は、一切の商取引を、自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

### 8. その他

(1)この仕様書に定めのない事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則及び公募要領等に基づくほか、担当者の指示によるものとする。

(2) 業務のため使用する学寮食堂、一般食堂及び売店の建物施設使用料及び物品使用料は、次のとおりとする。

①学寮食堂の建物施設使用料及び物品使用料は、無償とする。

②一般食堂及び売店の建物施設使用料は、無償とし、物品使用料は、有償とする。

小山工業高等専門学校  
学寮給食業務実施細目

小山工業高等専門学校

## 小山工業高等専門学校学寮給食業務委託実施細目

### (趣旨)

本細目は、学寮給食業務を行うに当たり、小山工業高等専門学校学寮給食業務委託契約書並びに食品衛生法、学校保健安全法等関連法令等に基づき、その目的を果たすべく、委託者と受託者の役割分担を明確にし、給食業務が円滑に実施・運営されるよう、以下に示しこれを遵守するものとする。

### (業務の分担)

#### 1. 委託者が分担する業務

- 1) 本業務の遂行に必要な基本的設備の設置及び整備に関すること
- 2) 欠食数の受託者への通知に関すること
- 3) 給食業務に係る衛生管理状況の検査等確認に関すること
- 4) 検食に関すること
- 5) その他本業務に関して必要な指示事項

#### 2. 受託者が分担する業務

- 1) 厨房及び調理に伴う設備、機器等の洗浄、消毒、保管及び防疫に関すること
- 2) 食材の保清、保管及び食品衛生に関すること
- 3) 献立表の作成とこれに基づく食品材料の厳選、風味等創意工夫された調理及び配膳に関すること
- 4) 保存食の適切な管理に関すること
- 5) 従事者の管理に関すること
- 6) 委託者が必要として求める書類の整理・保管及び提出に関すること
- 7) 給食費の徴収（口座引き落とし）及び欠食による返金業務に関すること
- 8) その他本業務に関して必要な業務

### (経費の分担)

給食業務に係る経費負担区分は次のとおりとする。以下以外の経費については委託者、受託者で協議の上定めるものとする。

#### 3. 委託者における分担経費

- 1) 施設等(別紙)の設置、改修及び修理の費用  
ただし、設備等の軽微な修繕等に対する費用を除く。
- 2) 食器の購入経費
- 3) 調理器具等(保温ジャー、保温食缶、包丁、まな板、鍋等)の新調及び補充経費
- 4) その他委託者が認めた経費

#### 4. 受託者における分担経費

給食提供に係る材料費の他、次の項目に係る経費を分担すること。

- 1) 受託者の従業員に係る人件費
- 2) 電気、ガス、水道の光熱水費
- 3) 食器洗剤、ホイル、ラップ、等の厨房消耗品費
- 4) 食堂手洗い用洗剤及び消毒薬

- 5) 受託者の従業員の被服費及び洗濯代などの保健衛生費
- 6) 食中毒保険料及び従業員の検便代、医薬品などの保健衛生費
- 7) 通信費（電話代）などの現場経費
- 8) 事務用品費などの現場経費
- 9) 寮生の食教育上必要と認めた経費（カラーコピー印刷・用紙代他）
- 10) 害虫駆除経費
- 11) 残飯、残菜及び塵芥処理費
- 12) グリストラップ清掃費

（給食・給食期間）

- 5. 給食は、1日3食（朝食・昼食・夕食）とし、受託者の作成した献立表により実施するものとする。
- 6. 給食日及び給食時間は、下記のとおりとする。ただし、委託者の都合により受託者と協議して変更することができる。
  - 1) 給食日は、原則として次の休業日を除く毎日とする。

区 分	期 間
春季休業日	学寮の新年度開寮前日まで
夏季休業日	学寮の夏季休業による閉寮日翌日～開寮日前日まで
冬季休業日	学寮の冬季休業による閉寮日翌日～開寮日前日まで
学年末休業日	学寮の学年末休業による閉寮日翌日～開寮日前日まで

- 2) 給食時間は、原則として下記のとおりとする。

区 分	時 間（平 日）	時 間（休 日）
朝 食	7：40～8：30	8：00～9：00
昼 食	12：00～13：00	12：00～13：00
夕 食	17：00～19：30	17：00～19：30

（献 立）

- 7. 献立表は、日本食品標準成分表により作成するものとし、1日当たりの食事の栄養

所要量は、次のとおりとする。

栄 養		所 要 量	
エネルギー	2,750 <sup>キロ</sup> kcal	ビタミンB1	1.2 <sup>ミリ</sup> mg
タンパク質	80 <sup>グラム</sup> g	ビタミンB2	1.3 <sup>ミリ</sup> mg
カルシウム	0.8 <sup>グラム</sup> g	ビタミンE	10 <sup>ミリ</sup> mg
ビタミンA	2,000 IU	ビタミンC	90 <sup>ミリ</sup> mg

米の品質は、民間流通米とする。

米飯及び味噌汁については、寮生の喫食量を自由とする。

8. 受託者は、「栄養士」・「調理師」有資格者（社員である者）を常駐させるものとし、15～20才の成長期の寮生に対して、バランスのとれた栄養を摂取するため1日30食品を基準として、冷凍食品に偏らない献立表を作成すること。
9. 受託者は、毎日の献立表を2週間単位で作成の上、実施4日前までに委託者に提出し、その承認を得て実施するものとする。
10. 受託者は、前項の献立内容を変更しようとする場合は、実施3日前までに委託者に協議して、その指示を受けなければならない。
11. 受託者は、寮生の要望に速やかに対応するため、委託者が隔週で開く食事委員会に、現場責任者及び栄養士有資格者を出席させるものとする。

（給食費）

12. 給食費1人1日当たりの基準額は、次のとおりとする。

区 分 / 金 額	区 分 / 金 額	区 分 / 金 額	
朝 食 320円	昼 食 430円	夕 食 570円	合 計 1,320円

（欠食）

13. 委託者は、欠食数（欠食届）を、実施2日前までに受託者に通知する。
  14. 受託者は、欠食のあった場合は、それぞれの料金の50%以上を寮生に返還するものとし、その割合は委託者と協議の上決定する。
  15. 受託者は、寮生の欠食届を受理した月毎に集計・照合・保管し、半期に1回、その合計額を返還するものとする。振込手数料は受託者の負担とする。
    - 1) 4月から9月までの合計額を10月に返還
    - 2) 10月から3月までの合計額を3月に返還
- ※受託者は、欠食金を返還した場合は、その返還者氏名及び金額を明示した書類を委託者に翌月20日までに提出する。

（検食）

16. 受託者は、調理の都度、検食用として各1食分を委託者に提供しなければならない。
17. 検食者は、宿日直教員等、副校長(寮務主事)又は寮務主事補とするが、委託者の指示により、それ以外の者を検食者に加える場合があるので、受託者は、この検食に対応しなければならない。

（外国人留学生食）

18. 留学生食は、基本的には一般寮生の献立と同等であるが、宗教上等の理由等で一

般寮生の食事によりがたい場合にかぎり、委託者と協議すること。

(行事及び病人食等)

19. 学校行事、学寮行事及び課外教育活動等のため弁当又は特別食(会食)を必要とする場合は、委託者の申し出により弁当又は特別な寮行事食を作らなければならない。
20. 風邪等の病気の寮生、食事制限のある寮生については、委託者の申し出により、受託者は代替食(主にお粥等)を作ること。

(衛生・安全管理)

21. 受託者は、給食業務が寮生の生活指導の一環であることを認識し、従業員にその趣旨を徹底させるとともに、寮生へのサービスの向上に絶えず努力しなければならない。
22. 受託者は、現場責任者を置き、給食業務に従事する者の労務管理等に万全を期すとともに、給食業務に必要な施設等の保全、給食材料の仕入れ・保管、調理・配膳等、保健衛生の管理を怠らないようにし、学寮の運営に支障をきたさないよう、次の事項については特に留意すること。

1) 従業員の安全管理及び健康管理

- ① 従業員の安全管理及び健康管理は、受託者の責任において行うものとする。
- ② 従業員が感染症の場合はもとより、下痢症者、化膿症者及びその疑いのある者、又は、委託者から特に指示を受けた者については、これを就業させないこと。
- ③ 従業員に対し、年1回の健康診断のほか、保健所等において検便を1ヶ月に1回受検させ、その証明書を委託者に提出すること。ただし、感染症が発生しやすい時期である6月から10月までの検便については、保健所等の指示に従うこと。

2) 食堂等の衛生管理

- ① 受託者は、給食業務の実施にあたり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の関係法令等を遵守するものとする。
- ② 従業員の服装は、調理専用の清潔なものを使用し、利用者に不快感を与えることのないよう留意すること。
- ③ 残飯・残菜その他の汚物については、受託者の責任のもとに処理し、構内に放置しないこと。

23. 委託者が不相当と認めた従業員は、ただちに受託者の責任において善処しなければならない。

(報告)

24. 受託者は、以下の給食関係帳票類を作成整理し委託者に提出するものとする。

1) 毎月提出(翌月20日まで)

- ① 業務完了報告書(様式1)
- ② 欠食報告書(様式2)
- ③ 収支計算書(様式3)

2) 年度提出(当該年度の終了後1ヶ月以内に)

事業年度の損益計算書

25. 受託者は、給食業務に必要な施設において、従業員により不測の事故が生じた場合は受託者の責任のもとに処置し、速やかに委託者に報告しなければならない。
26. 受託者は、従業員の採用にあたっては、身元確実なものとし、身体検査、検便等

を行い、異常のないことを確認したうえで、採用しなければならない。

なお、採用者名簿は、委託者に届け出るものとする。

27. 受託者は、給食業務実施管理者（現場責任者等を管理する者）、現場責任者及び従業員等に変更のあった場合は、速やかに、委託者に届けなければならない。

28. 受託者は、防火・防犯その他災害防止等に留意し、毎日業務終了時において設備及び備品を整理し、電気・ガス・水道・火気その他異常のないことを確認のうえ、戸締まりの点検を行い、業務終了の旨を委託者に報告しなければならない。

(その他)

29. 受託者は、給食業務において不測の事態が生じた場合、速やかに委託者と協議して、寮生の給食に支障のないように、適切な措置を講じなければならない。

30. 受託者は、電気・ガス・水道の使用にあたっては、常に節約に努めるものとする。

31. 委託者は、工事等に伴う計画された停電・断水等については、事前に受託者に通知するものとする。また、委託者が異常気象や感染症の蔓延防止等のためやむを得ず臨時休校する場合はすみやかに受託者に通知するものとする。

32. この実施細目に定めのない事項、又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。

## 別紙

## 1. 施設

施設名	面積	内 容	
1) 厨房	109.805 m <sup>2</sup>		
2) 食品庫	14.600		
3) 事務室	4.480		
4) 休憩室	21.980	居室	14.560 m <sup>2</sup>
		ロッカー室	4.760
		浴室	1.575
		脱衣室	1.085
5) 便所	1.680		
6) 廊下等	10.235	廊下	3.300
		下処理室	4.655
		玄関入口	2.280
合計	162.780		

## 2. 備品

No	名 称	規 格	数量	備 考
1	プレハブ冷凍庫	W2000*D1650*H2400	1	
2	プレハブ冷蔵庫	W2000*D2400*H2400	1	
3	庫内ラック	エレクター SMS760 × S1590 4段	1	
4	庫内ラック	エレクター SAS910 × S1590 4段	4	
5	庫内ラック	エレクター SAS1220 × S1590 4段	2	
6	食品庫内ラック	エレクター SLS1070 × S1900 4段	1	
7	食品庫内ラック	エレクター SLS1220 × S1900 4段	2	
8	テーブル	日本調理機 HT-157	1	
9	ラック	エレクター SMS1220 × S1900 4段	1	
10	2層シンク	中西 NS2-157T	1	
11	2層シンク	中西 NS-159W	1	
12	テーブル	日本調理機 HT-157	2	
13	ガス回転釜	日本調理機 DGKA-30C	2	
14	アイスメーカー	日本調理機 IM-55M	1	
15	テーブル	日本調理機 HT-159W	1	
16	移動台	日本調理機 HM-76	4	
17	パンラック	エレクター SLS1520 × S1900 4段	1	
18	テーブル	日本調理機 HT-67B	2	
19	ガスレンジ	日本調理機 GRN-1575-B	1	
20	フライヤー	日本調理機 SF-18W	1	
21	テーブルキャビネット	日本調理機 HTC-186B	2	



No	名 称	規 格	数量	備 考
22	移動台	日本調理機 HM-159	1	
23	ローレンジ	日本調理機 GTN-0671-SB	1	
24	コールドテーブル	日本調理機 N-SUC-E1261CH	1	
25	麺ユニット	日本調理機 NKM-217	1	
26	カレーユニット	2200 × 750 × 800	1	
27	コールドフードショーケース	1200 × 750 × 1700	1	
28	コールドフードショーケース	1800 × 750 × 1700	1	
29	ホットフードショーケース	1800 × 750 × 1700	1	
30	移動台	日本調理機 HM-156	1	
31	移動台	日本調理機 HM-66	1	
32	掻き上げ式食器洗浄機	日本調理機 SDW2-5MR(TW)	1	
33	移動水切台	1200 × 600 × 850	1	
34	万能カート	エレクター BKB 460 × 907 × 1070	1	
35	サービステーブル	3000 × 1900 × 800	1	
36	食器置台	日本調理機 HM-126	2	
37	トレーディスペンサー	日本調理機 NO-36T	1	
38	給茶冷水器	ホシザキ AT-250HWA 卓上型	1	
39	保管庫(書庫)	ライオン No.362N	1	
40	掃除用具ロッカー	ライオン No.400N	1	
41	食器消毒保管庫	日本調理機 ISC-W40A-E	1	
42	電子保温ジャー	タイガー JFM-7300	2	
43	電子保温ジャー	タイガー JFM-7300	1	
44	洗米機	電動式 15Kg	1	
45	スープウォーマー	NL-16 280W	2	
46	水切台		1	
47	ピーラー(根菜類皮むき機)	日本調理機 PL-42N	1	
48	合成調理機	日本調理機 KSC-18	1	
49	コンベクションオープン	日本調理機 COG-141	1	
50	炊飯器	リンナイ 50号 5升炊き	4	
51	殺菌庫	日調 DS-114A (包丁・まな板)	1	
52	殺虫機	小泉産業 KEV060B	1	
53	ゆで麺器	日本調理機 KSK-212G	1	
54	ラック		1	
55	回転椅子	イトセ 850-NA	1	
56	事務用回転椅子	コクヨ CR-2	1	
57	ロッカー	ライオン No.73-N(3人用)	1	
58	ロッカー	ライオン No.73-N(2人用)	1	
59	卓子	オリバー ZT-167 40タイプ	1	

### 業務完了報告書

小山工業高等専門学校長 殿

受託者

現場責任者

印

期 間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

日数	月	備考
給食業務を実施すべき日数	日	
給食業務を実施した日数	日	
給食業務を実施しなかった日数	日	
朝 食	食	
昼 食	食	
夕 食	食	
特別食	食	

報告事項

上記のとおり異常なく給食を提供しました。

以下の事項について報告します。

---

---

---

---

## 欠食報告書

小山工業高等専門学校長 殿

受託者

現場責任者

印

平成 年 月分

◎ 収 入

・前月欠食払戻引当金 円

・給食費 円

内訳 朝食 人 × 320円

昼食 人 × 430円

夕食 人 × 570円

合計 円

◎ 支 出

日			月			火			水			木			金			土				
日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食		
	昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食	昼	食
	夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食	夕	食
日			月			火			水			木			金			土				
日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食		
	昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食	昼	食
	夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食	夕	食
日			月			火			水			木			金			土				
日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食		
	昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食	昼	食
	夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食	夕	食
日			月			火			水			木			金			土				
日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食		
	昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食	昼	食
	夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食	夕	食
日			月			火			水			木			金			土				
日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食	日	朝	食		
	昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食		昼	食	昼	食
	夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食		夕	食	夕	食

・ 欠食返還金額

朝食 人 × 円

昼食 人 × 円

夕食 人 × 円

合計 円

※ 4～9月までの合計額を10月に、10～3月までの合計額を3月に返金すること。

※ 報告時に、欠食者氏名及び金額を明示した書類を添付すること。

収 支 計 算 書  
(平成 年 月分)

小山工業高等専門学校長 殿

受託者  
現場責任者

印

収 入		支 出		備 考
科 目	金 額	科 目	金 額	
前月繰越金	円	食材料費	円	
給食費		光熱水費		
委託費		人件費		
その他		雑費		
		欠食還付金		
		翌月繰越金		
合計		合計		

小山工業高等専門学校  
一般食堂及び売店業務委託実施細目

小山工業高等専門学校

## 小山工業高等専門学校一般食堂及び売店業務委託実施細目

小山工業高等専門学校（以下「委託者」という。）一般食堂及び売店（以下「食堂等」という。）業務に関する実施細目は次のとおりとする。

（趣旨）

1. 委託者が設置する食堂等が学生及び教職員の福利厚生の一環として、安全、良質かつ低廉な飲食品及び購買品の提供のため、食堂等の営業を業者（以下「受託者」という。）に行わせるものである。受託者は、教育機関における販売業務であることを十分認識し、その品位と秩序を乱すことのないよう努力するものとする。

（営業日及び営業品目等）

2. 営業日等は次のとおりとする。

・一般食堂

委託者の定める年間行事予定の開校日 11時30分から13時30分まで

・売店

委託者の定める年間行事予定の開校日 8時30分から16時00分まで

ただし、委託者・受託者協議のうえ、これを変更することができるものとする。

また、変更したときは、その旨を1週間前までに一般食堂棟の入口に掲示するとともに、委託者へ1部提出するものとする。

3. 営業品目及び価格

・一般食堂

①主食、主菜、副菜、汁物等で構成する日替定食を、1食基準額400円（税込み）で昼食2種類以上提供すること。また、上記日替定食に加え工夫を凝らした創作料理等も学生が利用しやすい価格で随時提供すること。

②麺類（ラーメン、うどん、そば等）、丼物、カレーライス等を学生が利用しやすい価格で提供すること。また、季節により温かいまたは冷たいメニューを工夫して提供すること。

③1週間のメニュー表（アレルギー特定原材料の使用表示を含む。）を一般食堂棟の入口他学生の目に触れやすい場所に掲示すること。

・売店

①食品（弁当・おにぎり・パン・菓子・飲料水等）、文房具、日用品、体育着、体育館シューズ、白衣等の学校教材、その他、委託者の要望する品目とする。なお、教育上好ましくない雑誌、酒類、たばこ等は一切販売しないこと。

②コインコピーサービスを提供すること。

③価格については市価と同等またはそれ以下で販売すること。

その他、営業品目及び価格は委託者・受託者双方協議のうえ決定する。また、決定後やむを得ない事由により変更しようとする場合は、実施1週間前までに申し出て、その指

示を受けるものとする。

(衛生・安全管理)

4. 受託者は、食堂等業務の実施にあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令等を遵守するものとする。
5. 食堂等業務上、行政官庁等の許認可を必要とする事項は受託者が行い、事前に委託者の承認を得るものとする。
6. 受託者は、従業員の衛生及び健康管理に留意し、毎年1回以上の健康診断のほか、保健所等において1か月に1回以上の検便を受けさせ（一般食堂に勤務する従業員に限る。）、その結果を委託者に報告するものとする。なお、感染症の罹患者はもとより、下痢症状者及び化膿性症状者並びにその疑いのある者を就業させないものとする。
7. 受託者は、一般食堂従業員の細菌検査に関し、「細菌検査成績通知書（写）」を委託者に提出するものとする。
8. 受託者は、労働基準法及び衛生諸法規を遵守し、所轄保健所による一般食堂立入検査に遺漏のないよう注意を払い、検査結果を委託者に提出するものとする。
9. 受託者は、食堂等内及び食堂等周辺の清掃、整頓を行い、常に清潔な食堂等環境の保持に努めるとともに、調理材料等は防虫・防鼠等の措置を講じ、衛生的に貯蔵保管するものとする。
10. 受託者は、残飯・残菜・紙くずその他の汚物については、責任をもって処理し、構内に放置しないものとする。
11. 受託者は、厨房等のフード及び網戸の清掃、害虫駆除を定期的実施するものとする。

(名義の使用等)

12. 食堂等業務の商取引は、一切受託者自らの名義で行い、委託者の名義を使用しないものとする。

(施設等の管理)

13. 受託者は、設備等を厳重に管理し、食堂等業務を第三者に譲渡もしくは貸与するなど目的以外に供じてはならないものとする。
14. 受託者は、本校内の入退出、鍵の授受、物品運搬及び駐車場等について、委託者の指示に従うものとする。
15. 受託者は、防災・防犯その他の災害防止に留意し、毎日業務終了後、施設内の点検を行い、電気・水道・ガス・火気その他に異常のないことを確認した後、警備員に報告のうえ退出するものとする。
16. 受託者は、厨房内に委託者の許可する者を除き、本校担当係員及び従業員以外を立ち入らせないものとする。

(業務従事者の管理)

17. 受託者は、その使用する者との雇用関係から生ずる一切の責に任ずるものとする。
18. 受託者は、食堂等に勤務する従業員の採用にあたっては、身元確実な者の採用を心が

け、健康上異常のないことを確認したうえで採用するものとする。

19. 受託者は、従業員住所・氏名・生年月日等を記載した「従業員名簿」を委託者に提出するものとする。

(経費の負担)

20. 受託者は、設備等の軽微な修繕等に対する費用を負担するものとする。

21. 受託者は、貸与施設に係る食堂等業務に要した光熱水料（電気・水道・ガス）は、委託者の請求により、委託者の総務課へ納付するものとする。

22. 受託者は、前項 10 及び 11 の実施に係る経費を負担するものとする。

23. 受託者は、食堂等業務により食中毒等の疾病を起こした場合は、被害者に対してその責任を負うものとし、完治に至るまでの療養費を負担するものとする。

(その他)

24. 受託者は、毎月の「一般食堂売上業績表」、「売店売上業績表」を作成し、当該月の翌月 20 日までに委託者に提出するものとする。

25. 受託者は、電気・ガス・水道の使用にあたっては、常に節約に努めるものとする。

26. 受託者は、従業員が校内で知り得た情報をみだりに外部等に漏洩しないよう特段の配慮をするものとする。

27. 受託者は、給食の改善に資するため、学生及び教職員の意見または希望を聴取し、献立及び調理等にその意見等が反映できるよう配慮するものとする。

28. 委託者が、事務上、給食材料検査及び調理検査の必要を認めるときは、立入検査を行うことができるものとする。また、受託者は、これに協力するものとする。

29. 委託者は、工事等に伴う計画された停電・断水等については、事前に受託者に通知するものとする。また、委託者が異常気象や感染症の蔓延防止等のためやむを得ず臨時休校する場合はすみやかに受託者に通知するものとする。

30. 受託者は、前項に起因する損害の賠償、その他一切の請求を委託者に行わないものとする。

31. 契約書に定める事項を変更する必要があると認めるときは、その都度、委託者・受託者双方協議のうえ変更することができるものとする。



## 一般食堂貸付物品一覧

	貸付物品名	規 格	数量	備 考
1	調理台	1800*750*800	1	
2	調理台	1500*750*800	1	
3	ウォーマー	日本調理器 ST-186IE	1	
4	ゆで麺機	900*650*800	1	
5	冷凍冷蔵庫	大和冷機工業 4531S2	1	
6	ガス炊飯器	コムトカトリ CRA-150K9A	1	
7	ガスフライヤー	マルゼン MGF-18WH	1	
8	ガスレンジ	GRN-1575-LPG	1	
9	ガス回転釜	日本調理器 DGK-45CS	1	
10	包丁・まないた殺菌庫	日本調理器 KT-103	1	
11	流し台(シャワースINK)	残飯受け 2440W*995D*900H	1	
12	コールドキャビネット	福島工業 MSS-30GWSR5	1	
13	ホットキャビネット	ニチワ電気 HS-1200SAC	1	
14	コンベクションオープン	マルゼン MCO-8SHB	1	
15	券売機	KB155NN-2	1	
16	食器洗浄機	日本調理器 ND-8TG	1	
17	移動台	日本調理器 NM-76	1	
18	移動台	日本調理器 NM-76	1	
19	移動台	日本調理器 NM-76	1	
20	移動台	日本調理器 NM-76	1	
21	移動台	日本調理器 NM-76	1	
22	作業台	日本調理器 DT-97	1	
23	作業台	日本調理器 DT-97	1	
24	2槽シンク	日本調理器 DS2-157B	1	
25	2槽シンク	日本調理器 DS2-157B	1	
26	野菜切機用シンク	日本調理器 DS1-175PT	1	
27	洗米機	日本調理器 RM-302A	1	
28	麺ユニット	日本調理器 SUR-G1261S	1	
29	台下戸棚	日本調理器 HTC116	1	
30	台下戸棚	日本調理器 HTC116	1	
31	台下戸棚	日本調理器 HTC-166	1	
32	電子ジャーカート	日本調理器 NM-66TJ	1	
33	電子ジャー	タイガー JHA-540A	1	
34	スープ用保温ジャーカート	日本調理器 NM-66TS	1	
35	スープ用保温ジャー	日本調理器 NL-16P	1	
36	ソイルドテーブル	日本調理器 ND1-207B	1	
37	クリーンテーブル	日本調理器 DT-127B	1	
38	食器消毒保管庫(両面式)	日本調理器 ISC-W30J-E	1	
39	器具消毒保管庫	日本調理器 ISCK-12F-E	1	
40	検食用冷凍庫	日本調理器 SCR-T117B	1	
41	ピーラーシンク	日本調理器 DS1-175P	1	
42	冷凍冷蔵庫	日本調理器 URD-41PM1	1	
43	ラックシェルフ(ドライ仕様)	日本調理器 NTR-94T	1	
44	移動台(ドライ仕様)	日本調理器 DTM-157	1	
	合 計		44	

前期	日	月	火	水	木	金	土	備考
4月	29	30 (春期休業)	31 (春期休業)	1 (春期休業)	2 (春期休業)	3 (春期休業)	4	
	5 開寮	6 入学式・始業式	7 1年ガイダンス	8	9 学生健康診断 PM1年ガイダンス	10 1年日帰り研修	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22 創立50周年記念講演会	23 <水曜授業>	24 <通常授業> 開校記念日	25	
	26	27	28	29 昭和の日 祝	30	1	2	
5月	3 憲法記念日 祝	4 みどりの日	5 こどもの日 祝	6 振替休日	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15 前期球技大会	16	
	17	18	19	20 専攻科推薦選抜検査	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30 創立50周年記念式典	
6月	31	1	2	3	4 特別時間割	5 特別時間割	6	
	7	8 特別時間割	9 特別時間割	10 特別時間割	11	12	13	(前期中間試験)
	14	15	16	17	18	19	20 専攻科学力 選抜検査	
	21	22	23	24	25	26	27 野球地区大会	(地区大会)
7月	28 野球地区大会	29	30	1	2	3	4 保護者会	(地区大会)
	5 学校説明会	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17 全校集会・大掃除	18 閉寮	
	19	20 海の日 祝	21	22	23	24	25 (夏季休業)	
	26	27	28	29	30	31	1	
8月	2	3	4	5	6	7	8 オープンキャンパス	(夏季休業)
	9	10 一斉休業	11 一斉休業	12 一斉休業	13 一斉休業	14 一斉休業	15	
	16	17	18	19 編入学選抜検査	20	21 判定会議	22	
	23 開寮	24	25	26	27	28	29	
9月	30	31	1	2	3	4	5	
	6	7 臨時休業 (予備日)	8 定期試験	9 定期試験	10 定期試験	11 定期試験	12	
	13	14 定期試験	15 試験返却	16 試験返却	17 補講日	18 補講日	19	
	20	21 敬老の日 祝	22 国民の祝日 祝	23 秋分の日 祝	24 再試験	25 再試験	26	

後期	日	月	火	水	木	金	土	備考
10月	27 開寮	28 始業式 授業開始	29	30	1	2	3	
	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12 体育の日 祝	13 <月曜授業>	14	15 (仮)後期球技大会	16	17 専攻科社会人選抜検査	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30 (ロボコン準備)	31 ロボコン	
11月	1 ロボコン	2	3 文化の日 祝	4 <金曜授業>	5 <火曜授業>	6 (仮)工設祭準備	7 (仮)工設祭	
	8 (仮)工設祭	9 (仮)工設祭後片付	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23 勤労感謝の日 祝	24	25 特別時間割	26 特別時間割	27 特別時間割	28	(後期中間試験)
12月	29	30 特別時間割	1 9/28(月)始業式振替 防災訓練	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22 各HR・大掃除	23 天皇誕生日 閉寮	24 (臨時休業)	25 (冬季休業)	26	(冬季休業)
1月	27	28	29	30	31	1 元日 祝	2	
	3	4	5 開寮	6 (授業開始)	7	8	9	(授業開始)
	10	11 成人の日 祝	12	13	14 学習到達度試験	15 <月曜授業>	16	
	17	18	19	20 (臨時休業) 推薦選抜検査	21	22 判定会議	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
2月	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8 定期試験	9 定期試験	10 定期試験	11 建国記念の日 祝	12 定期試験	13	
	14	15 定期試験	16 (臨時休業)	17 試験返却	18 試験返却	19 試験返却 全校集会 大掃除	20	
	21 学力選抜検査	22 (臨時休業) 採点	23 (臨時休業) 採点	24 (臨時休業) 補講日 3年生のみ木曜1・2限授業	25 (臨時休業) 補講日 判定会議	26 (臨時休業) 補講日	27	
3月	28	29 再試験	1 再試験	2 再試験	3 再試験	4 再試験	5 閉寮	
	6	7	8 5年生 判定会議	9	10	11	12	
	13	14	15 1~4年生 判定会議	16	17 卒業式予備日	18 卒業式 終了式	19	
	20 /27	21 春分の日 祝 /28	22 (学年末休業) /29	23 /30	24 /31	25	26	

※平成27年度(案)であるため、休業等は変動することがある。決定次第通知する。